

## 使用料・手数料の見直しに係る審議について

### 1 旭川市市民協働推進会議における審議の目的

本市では、平成29年10月に策定された『「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針(改訂版)』に基づき、使用料・手数料の見直しを行うに当たり、広く市民の意見を聴くことを目的に現在パブリックコメントや地域説明会等を実施しています。

この一環として、市民活動の拠点として集会機能を有する施設の料金等の見直しに関し、市民活動の促進及び協働の推進に関する事項を所掌する旭川市市民協働推進会議に意見を求めるものです。

別添の資料で該当するページ番号です

### 2 審議の流れ

資料 1-2

第2回市民協働推進会議(5月18日開催):見直しに関する説明・意見聴取 ★今回

↓

聴取した意見を市(財政課)へ報告

↓

第3回市民協働推進会議(7月開催予定):修正案の報告・意見聴取

↓

聴取した意見を市(財政課)へ報告

### 3 審議の対象施設

「公の施設の使用料及び手数料」のうち、次の施設に関するものを対象とします。

#### ア 地域集会施設

住民センター(4施設)、地区センター(8施設)、地域活動センター、  
農村地域センター(5施設)

※地域集会施設のうち、公民館及び地区体育センターは審議の対象から除きます。

#### イ その他の集会施設

ときわ市民ホール、勤労者福祉会館、建設者労働福祉センター、  
市民活動交流センター、地区会館(2施設)

#### エ スポーツ・レクリエーション施設

勤労者体育センターのみ

※当該施設は隣接するときわ市民ホール等と一体的に管理されていることから、  
審議の対象としています。

#### 4 使用料・手数料の算定手順等

資料 1-3 のとおり

#### 5 見直しの内容（対象施設に関するもの）

##### （1）料金の増減

- ア 地域集会施設・・・・・・・・・・ 資料 1-4
- イ その他の集会施設・・・・・・・・・・ 資料 1-5
- エ スポーツ・レクリエーション施設・・・・ 資料 1-6

##### （2）減免の見直し 資料 1-8

若者の団体の活動を支援するため、次の施設を公益的・公共的な活動で利用する場合の料金を5割に減額します。

- イ その他の集会施設  
ときわ市民ホール、勤労者福祉会館、建設者労働福祉センター、  
市民活動交流センター
- エ スポーツ・レクリエーション施設  
勤労者体育センター

#### 6 見直し後の料金一覧

- ア 地域集会施設・・・・・・・・・・ 資料 2-2 ～ 資料 2-7
- イ その他の集会施設・・・・・・・・・・ 資料 2-12 ～ 資料 2-20
- エ スポーツ・レクリエーション施設・・・・ 資料 2-56

##### <関連資料>

◆ 使用料・手数料の見直し案に対するご意見を募集しています

資料 1 使用料・手数料の見直し案（概要）（関連部分抜粋）

資料 2 使用料一覧（関連部分抜粋）